

熊本県保険医協会 F A X 情報（その 2）

2020年7月16日発行：（一社）熊本県保険医協会

令和2年7月豪雨による被災者の医療・介護の 一部負担金・利用料の免除の取扱い

（1）窓口での取扱い等

医療機関・介護サービス事業所等の窓口で、免除となる要件（下記1～5）のいずれかに該当する旨を口頭で申告（罹災証明書の提示は不要）した免除対象者については、一部負担金・利用料が免除されます。

<免除となる要件>

1. 住家の全半壊、全半焼、床上浸水、又はこれに準ずる被災をした
2. 主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った
3. 主たる生計維持者の行方が不明である
4. 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止した
5. 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない

<免除対象者（熊本県）>

1. 災害救助法適用市町村の国保・介護保険の被保険者 (熊本県内の災害救助法適用市町村)

八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉東町、南関町、長洲町、和水町、南小国町、小国町

2. 災害救助法適用市町村に住所を有する下記の被保険者又は被扶養者

(被災以降、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む)

- ①熊本県後期高齢者医療広域連合、②全国健康保険協会（協会けんぽ）、③熊本県医師国保組合、④熊本県歯科医師国保組合

※上記以外の保険者（各健康保険組合等）についても免除される場合があります。詳細は各保険者へお問い合わせください。

<免除の取扱いの期間>

令和2年7月豪雨により被保険者が被災した日（※）から、令和2年10月末までに行なわれた診療、調剤、訪問看護に係る一部負担金・利用料が免除されます。

※ 免除の取扱いの開始日については、熊本県健康福祉部国保・高齢者医療課に確認済です。

<医療機関等における確認等>

窓口で申告のあった免除対象者については、被保険者証等により災害救助法適用市町村に住所を有することを確認するとともに、免除となる要件として窓口で申告した内容を診療録等の備考欄へ簡潔に記録します。

なお、被保険者証等を提示できない場合は、下記の事項を診療録等に記録します。

①被用者保険の被保険者又は被扶養者の場合

氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先

②国保、後期高齢、介護保険の被保険者の場合

氏名、生年月日、住所及び連絡先(国保組合の被保険者は、これらに加えて組合名)

※ 免除となる要件として窓口で申告した内容については、後日、保険者から本人に対して内容の確認が行われることがある旨を、窓口で申告のあった免除対象者(本人)に周知します。

<その他>

1. 入院・入所時の食費・居住費などは免除の対象とはなりません。
2. 熊本県外の医療機関等を受診・介護サービスを利用する場合も、同様の取扱いにより、一部負担金・利用料が免除されます。

(2) レセプトの請求方法

医療・介護の一部負担金・利用料が免除される場合は、当該者の窓口負担分も含めて全額(10割)を審査支払機関等へ請求します。

【被保険者証等を提示できない場合のレセプトの請求方法】

1. 電子レセプトで請求する場合

① 保険者(保険者番号)を特定できた場合

- i) 保険者番号を記録する。記号・番号が確認できた場合は記号・番号も記録する。
- ii) 記号・番号が不明な場合は、「記号」は記録せず、「番号」は「99999999(9桁)」を記録し、摘要欄の先頭に「不詳」と記録する。

② 保険者(保険者番号)を特定できなかった場合

- i) 保険者番号は「99999999(8桁)」を記録し、摘要欄の先頭に住所又は事業所名、患者に確認した連絡先を記録する。
- ii) 記号・番号は、「記号」は記録せず、「番号」は「99999999(9桁)」を記録する。

③ 一部負担金の免除措置に係るレセプトの取扱い

- i) 一部負担金の免除措置に係るレセプトについては、レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「96」、保険者レコードの「減免区分」には該当するコード、摘要欄の先頭に「災1」と記録する。
- ii) 同一患者について、免除措置等に係る診療等とそれ以外の診療等を区別することが困難なレセプトについては、レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「97」、保険者レコードの「減免区分」には該当するコード、摘要欄の先頭に「災2」と記録する。

2. 紙レセプトで請求する場合

① 保険者(保険者番号)を特定できた場合

- i) 保険者番号を記載する。記号・番号が確認できた場合は記号・番号も記載する。
- ii) 記号・番号が不明な場合は、レセプトの欄外上部に赤色で「不詳」と記載する。

② 保険者(保険者番号)を特定できなかった場合

- i) 保険者番号、記号・番号は記載せず(空白のまま)、住所又は事業所名、患者に確認した連絡先をレセプトの欄外上部に記載する。
- ii) 国保連合会へ提出する分、支払基金へ提出する分のそれぞれについて、別に東ねて請求する。いずれに提出すべきか不明な場合も、可能な限り確認した上で、個別に判断していずれかに提出する。

iii) 保険者が特定できないレセプトに関する診療報酬請求書の記載方法については次のとおり。

【国保連分】通常通り、国保分と後期高齢分を区分してそれぞれ診療情報請求書を作成する。

【支払基金分】診療報酬請求書の備考欄に未確定分である旨を明示し、その横に一括して所定事項(件数、診療実日数、点数等)を記載する。

③ 一部負担金の免除措置に係るレセプトの取扱い

- i) 一部負担金の免除措置に係るレセプトについては、レセプトの欄外上部に赤色で「災1」と記載し、減額割合等も記載する。
- ii) 同一患者について、一部負担金の「免除措置に係るレセプト」と「免除措置の対象とならないレセプト」がある場合には、双方を2枚1組にし、通常のレセプトとは別に束ねて提出する。
- iii) 同一患者について、免除措置等に係る診療等とそれ以外の診療等を区別することが困難なレセプトについては、赤色で「災2」と記載し、被災以前の診療に関する一部負担金等の額を摘要欄に記載する。

【被保険者証等により受給資格を確認できた場合のレセプトの請求方法】

受給資格を確認できた場合については、通常の方法に加え、下記の方法により請求を行います。

1. 電子レセプトで請求する場合

- ① 一部負担金の免除措置に係るレセプトについては、レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「96」、保険者レコードの「減免区分」には該当するコード、摘要欄の先頭に「災1」と記録する。
- ② 同一患者について、免除措置等に係る診療等とそれ以外の診療等を区別することが困難なレセプトについては、レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「97」、保険者レコードの「減免区分」には該当するコード、摘要欄の先頭に「災2」と記録する。

2. 紙レセプトで請求する場合

- ① 一部負担金の免除措置に係るレセプトについては、レセプトの欄外上部に赤色で「災1」と記載し、減額割合等も記載する。
- ② 同一患者について、一部負担金の「免除措置に係るレセプト」と「免除措置の対象とならないレセプト」がある場合には、双方を2枚1組にし、通常のレセプトとは別に束ねて提出する。
- ③ 同一患者について、免除措置等に係る診療等とそれ以外の診療等を区別することが困難なレセプトについては、赤色で「災2」と記載し、被災以前の診療に関する一部負担金等の額を摘要欄に記載する。

※ 調剤報酬の請求及び訪問看護療養費の取扱いについても、上記と同様の取扱いとなります。

※ 介護報酬に係るレセプト請求等の取扱いについては、下記ホームページもしくは熊本県健康福祉部高齢者支援課（電話：096-333-2215）までお問い合わせください。

熊本県健康福祉部高齢者支援課ホームページ

https://www.pref.kumamoto.jp/hpkiji/pub/List.aspx?c_id=3&class_set_id=2&class_id=2630

<出典>

熊本県健康福祉部国保・高齢者医療課ホームページ

https://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_20227.html?type=top

- ・令和2年7月14日 厚労省保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課、医療課（事務連絡）
「令和2年7月豪雨に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」
- ・令和2年7月14日 厚労省保険局国民健康保険課、高齢者医療課（事務連絡）
「令和2年7月豪雨に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（保険者向け）」
- ・令和2年7月16日 熊本県健康福祉部国保・高齢者医療課（令和2年7月豪雨被災者向けリーフレット）
「令和2年7月豪雨 被災された方は病院等の窓口負担なしで受診できます」